

## 第140号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和30年島根県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の170」を「100分の160」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。